営業所における専任の技術者の工事への配置について

建設業法第7条第2号に定める営業所の専任の技術者(以下「営業所専任技術者」という。)の工事への配置については、以下のとおり取り扱うこととします。

1 対象工事及び配置要件

以下の要件を満たす場合において、当該営業所において営業所専任技術者である者が、 工事の現場における主任技術者又は監理技術者(建設業法第 26 条第 3 項に規定する専任 を要する者を除く)として従事することができるものとする。

- (1) 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- (2) 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制であること。 この場合において近接とは、営業所及び工事現場が葛飾区内であるものとする。
- 2 営業所専任技術者の工事への配置申請手続きについて 技術者配置届提出時に、別紙の営業所専任技術者の工事配置通知書に必要事項を記載 し、提出すること。
- 3 施行日

平成29年4月1日

営業所専任技術者の工事への配置について

年 月 日

(あて先)

発注者あて

(受注者) 住所 商号又は名称

代表者職氏名

下記のとおり、建設業法第7条第2号に定める営業所の専任の技術者を本工事に配置するため、通知します。

記

契約番号	
工事件名	
請負金額	
施工場所	
工事期間	
配置技術者 (営業所専任技術者) 氏名	